

江東区古石場児童館の指定管理者の選定手続きについて

古石場児童館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区児童館条例」に基づき、令和5年4月1日から新たに指定管理者制度による管理運営を行うため、次のように選定手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区古石場児童館	江東区古石場一丁目11番11号

2 指定期間

指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 選定方法

公募による選定

4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和4年 8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和4年10月	第3回区議会定例会において指定議案の議決
令和5年 3月	協定書の締結
令和5年 4月	指定管理者による運営開始

5 その他

当該施設は、福社会館と児童館の併設施設であり、異世代交流の活性化や建物の一体管理による効率化を図るため、福祉部と合同で専門部会を設け指定管理者を選定する。